

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第9条の14第3項
処 分 の 概 要 : 年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者 (委任先) : 福岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項 (猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会)、第9条の14第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条 (届出及び申請の手続)、第22条 (講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)、第82条 (年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 3日 (書換えにあつては1日)
申 請 先 : 住所地を管轄する警察署生活安全 (生活安全刑事) 課
問 合 せ 先 : 住所地を管轄する警察署生活安全 (生活安全刑事) 課又は警察本部生活保安課092-641-4141、内3177
備 考 :